

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人榊原記念財団（以下「財団」という）が受領する寄附金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 常時個人または法人から受領する寄附金で、財団の運営や各種事業に幅広く使用できる使途の指定がないものをいう。
 - (2) 特定寄付金 常時個人または法人から受領する寄附金で、財団が行っている特定の事業あるいは研究などを主な使途として指定されたものをいう。
 - (3) 公募特定寄付金 個人または法人から受領する寄附金で、財団が特定の事業を使途として指定し、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を作成し、理事会の承認を得たうえで一定期間募金活動を行うものをいう。
 - (4) 特別寄付金 前各号のほかに、個人または法人から受領する寄附金をいう。
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の募集)

- 第3条 個人や法人から寄附の申し出があった場合、財団の事業を記載した募金趣意書を交付するものとする。
- 2 特定寄附金の場合は、財団の募金趣意書と併せて各事業あるいは研究の内容を記載した募金趣意書を交付するものとする。
 - 3 前2項の募金趣意書は代表理事の承認を得なければならない。
 - 4 公募特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
 - 5 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(寄附金の取扱い)

- 第4条 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を公益目的事業に使用し、50%以下を管理費に使用できるものとする。
- 2 特定寄附金は、管理経費を控除した残額を寄附者の指定した使途に使用する。この場合、管理経費は寄附金の 10%以下でなければならない。
 - 3 公募特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合適正な募集経費は募集総額の 20%以下でなければならない。

(寄附の申込み)

第5条 寄附者は、財団代表理事宛所定の寄附申込書を財団事務局に提出するものとする。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、財団事務局からお礼状、領収書及び公益財団法人の認定書コピー等を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の領収書には、寄附者の氏名、寄附金額、財団の事業に対する寄附金である旨及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 公募特定寄附金を募集した場合、募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 財団は、公募特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 財団は、特別寄附金の受領に際し、寄附者から資金の使途、寄附金の管理運用方法その他寄附金の受領に伴う財団の負担に関わる条件が付されている場合は、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

- 2 特別寄附金が、財団の業務遂行上支障があると認められるもの、財団が受け入れるには社会通念上不適切と認められる場合及びこれらの恐れがあると認められるものであるときは、当該寄附金を辞退するものとする。

(情報公開)

第9条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月12日理事会議決)